

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	ビューティ&ウェルネス専門職大学
設置者名	学校法人ミスパリ学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
ビューティ&ウェルネス学部	ビューティ&ウェルネス学科	夜・通信	0	0	62	62	13	
(備考) 令和5年度 新設								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本学ホームページで公表する。 https://www.b-w.ac.jp/disclosure/

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	ビューティ&ウェルネス専門職大学
設置者名	学校法人ミスパリ学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

本学ホームページで公表する。
<https://www.b-w.ac.jp/disclosure/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	弁護士	2025.6.13～ 選任後2年 以内に終了 する会計年 度のうち最 終のものに 関する定時 評議員会 の終結の時 きまで	法的確認とアド バイス
非常勤	企業相談役	2025.6.13～ 選任後2年 以内に終了 する会計年 度のうち最 終のものに 関する定時 評議員会 の終結の時 きまで	経営的観点からの アドバイス
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	ビューティ&ウェルネス専門職大学
設置者名	学校法人ミスパリ学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 学生が、教育内容を理解できるよう、授業を受けるための準備学修、授業時における理解、授業後の自己学修などの手引きとして、シラバスを効果的に活用する。このため、全学的に合意されたシラバスの記載内容を定めるとともに、毎年度、その記載事項の改善を図る。シラバスには、教育目標、1 回ごとの講義内容、テキスト及び参考書、成績評価基準、その他の特記事項、などを記載する。 シラバスは、前年 10 月頃から授業担当の専任教員及び非常勤講師に作成を依頼し、校正を経て、教務システムに反映させ、新年度（4 月）に入ってからすぐにシラバスを本学ホームページで公開している。			
授業計画書の公表方法		本学ホームページで公表する。 https://www.b-w.ac.jp/disclosure/	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学修の成果は、授業科目の特性、授業形式を踏まえ、シラバスに記載された評価方法に従い、到達目標の達成状況を適正に評価するとともに、GPA を用いて教育課程における学習達成度を客観的に評価する。 各授業科目の成績評価については、授業目標の到達度を示すものであり、評価基準をシラバスで明確に示し、学生の不利益にならないよう配慮する。 評価の区分については、以下のとおりとし、A～D の成績を取得した学生に該当科目の単位を認定する。			
区分	評点	判定	内 容
A	90～100 点	合格	目標を十分に達成できた
B	80～89 点	合格	目標の大部分は達成できた
C	70～79 点	合格	目標の基本的な部分は達成できた
D	60～69 点	合格	目標の最低限は達成
F	0～59 点	不合格	目標の最低限も未達成

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

本学は、GPA制度を導入している。GPA制度の導入の目的は、厳格な成績評価を行うことにより、学生の成績分布状況を把握するとともに、適切な履修指導を行うため、また、優秀な成績を修めた学生に特典を与えることにより、学生の学習意欲を刺激するためである。学期ごとにGPAを算出し学生と教員が学習達成度を確認し、学生自身が自己の学力を考えながらGPAを保持するための学習計画を立てられるようにする。

授業科目ごとに次の基準により成績を評価し、GPを付与する。成績評価及びGPの付与は、学期ごとに行う。

評価区分	評点	判定	G P
A	90～100 点	合格	4.0
B	80～89 点	合格	3.0
C	70～79 点	合格	2.0
D	60～69 点	合格	1.0
F	0～59 点	不合格	0.0

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{[\text{履修登録した単位数}] \text{の総和}}$$

(※小数点第3位以下切り捨て)

客観的な指標の
算出方法の公表方法

本学ホームページで公表する。
<https://www.b-w.ac.jp/disclosure/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

ビューティ&ウェルネス学科では、教育目的に基づき、所定の単位を修得し、以下に定める能力を持つ者に対し、ビューティ&ウェルネス学士(専門職)の学位を授与する。

1. ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。
2. 現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。
3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。
4. 個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術を身につけている。
5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

本学ホームページで公表する。
<https://www.b-w.ac.jp/disclosure/>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	ビューティ&ウェルネス専門職大学
設置者名	学校法人ミスパリ学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
財産目録	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
事業報告書	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
監事による監査報告(書)	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		
中長期計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 本学ホームページ公表する。 https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
--

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名	ビューティ&ウェルネス学部	ビューティ&ウェルネス学科
教育研究上の目的（公表方法：本学ホームページで公表する。 https://www.b-w.ac.jp/disclosure/ ）		
(概要) ビューティ&ウェルネス学科は、高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康で QOL の高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成することを教育目的とする。		
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：本学ホームページで公表する。 https://www.b-w.ac.jp/disclosure/ ）		
(概要) ビューティ&ウェルネス学科では、教育目的に基づき、所定の単位を修得し、以下に定める能力を持つ者に対し、ビューティ&ウェルネス学士（専門職）の学位を授与する。 1. ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。 2. 現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。 3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。 4. 個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術を身につけている。 5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。		
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：本学ホームページで公表する。 https://www.b-w.ac.jp/disclosure/ ）		
(概要) ビューティ&ウェルネス学科は、卒業認定・学位授与の方針に示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。 専門職大学の制度の趣旨に則って、理論を重視した専門知識と職業的実践能力を修得し、新たな価値創造を担う人材を養成するために、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を体系的かつ有機的に組み合わせ、段階的に履修できるような教育課程を編成・実施する。 学修の成果は、授業科目の特性、授業形式を踏まえ、シラバスに記載された評価方法に従い、到達目標の達成状況を適正に評価するとともに、GPA を用いて教育課程における学習達成度を客観的に評価する。 1. ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性を身につけ、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための科目を配置する。		

2. 現代社会における多様な価値観を理解し、個人が理想とする美しさと健康の実現への支援に主体性を持って取り組み、多様な人々に対応できるコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う科目を配置する。 3. 個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得する科目を配置する。 4. ビューティ&ウェルネスサービス施設において、個人の価値観やニーズに合わせてサービスを提供するための知識と技術を修得する科目を配置する。 5. ビューティ&ウェルネスサービス施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するための経営・マネジメントを学び、ビューティ&ウェルネス産業の振興に貢献するための課題発見力と問題解決力を養う科目を配置する。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：本学ホームページで公表する。 https://www.b-w.ac.jp/disclosure/）
（概要） ビューティ&ウェルネス専門職大学の教育理念や教育目標を十分に理解し、ビューティ&ウェルネス産業の専門職業人（セラピスト）として成長しようとする意欲のある、次のような学生を受け入れる。 1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎学力を有している人（知識・技能） 2. 周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、実践に向けて努力できる人（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力） 3. ヘルスプロモーションの視点から、人々の豊かな生活に資することを意識し、専門的な知識と技術を身につけようとする人（目標を持って主体的に学ぶ能力） 4. ビューティ&ウェルネス産業で活躍するセラピストを志し、高い学習意欲を持って、資格取得に積極的に取り組むことができる人（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度） 5. ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：本学ホームページで公表する。 https://www.b-w.ac.jp/disclosure/

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	3 人	－					3 人
ビューティ＆ウェル ネス学部	－	16 人	12 人	10 人	6 人	0 人	44 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		32 人					32 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：本学ホームページで公表する。 https://www.b-w.ac.jp/teacher/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
ビューティ & ウェル ネス学部	194 人	127 人	65.5%	668 人	384 人	57.5%	6 人	18 人
合計	194 人	127 人	65.5%	668 人	384 人	57.5%	6 人	18 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
学生が、教育内容を理解できるよう、授業を受けるための準備学修、授業時における理解、授業後の自己学修などの手引きとして、シラバスを効果的に活用する。このため、全学的に合意されたシラバスの記載内容を定めるとともに、毎年度、その記載事項の改善を図る。シラバスには、教育目標、1回ごとの講義内容、テキスト及び参考書、成績評価基準、その他の特記事項、などを記載する。 シラバスは、前年10月頃から授業担当の専任教員及び非常勤講師に作成を依頼し、校正を経て、教務システムに反映させ、新年度（4月）に入ってからすぐにシラバスを本学ホームページで公開している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)

学修の成果は、授業科目の特性、授業形式を踏まえ、シラバスに記載された評価方法に従い、到達目標の達成状況を適正に評価するとともに、GPA を用いて教育課程における学習達成度を客観的に評価する。

各授業科目の成績評価については、授業目標の到達度を示すものであり、評価基準をシラバスで明確に示し、学生の不利益にならないよう配慮する。

評価の区分については、以下のとおりとし、A～Dの成績を取得した学生に該当科目の単位を認定する。

区分	評点	判定	内 容
A	90～100 点	合格	目標を十分に達成できた
B	80～89 点	合格	目標の大部分は達成できた
C	70～79 点	合格	目標の基本的な部分は達成できた
D	60～69 点	合格	目標の最低限は達成
F	0～59 点	不合格	目標の最低限も未達成

また、GPA 制度を導入している。GPA 制度の導入の目的は、厳格な成績評価を行うことにより、学生の成績分布状況を把握するとともに、適切な履修指導を行うため、また、優秀な成績を修めた学生に特典を与えることにより、学生の学習意欲を刺激するためである。学期ごとに GPA を算出し学生と教員が学習達成度を確認し、学生自身が自己の学力を考えながら GPA を保持するための学習計画を立てられるようにしている。

授業科目ごとに次の基準により成績を評価し、GP を付与する。成績評価及び GP の付与は、学期ごとに行う。

評価区分	評点	判定	G P
A	90～100 点	合格	4.0
B	80～89 点	合格	3.0
C	70～79 点	合格	2.0
D	60～69 点	合格	1.0
F	0～59 点	不合格	0.0

$$G P A = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{[\text{履修登録した単位数}] \text{の総和}}$$

(※小数点第 3 位以下切り捨て)

さらに、履修科目の登録上限 (CAP 制) を採用している。1 年間の授業期間を前期、後期の 2 セメスターとし、1 年間に登録できる履修単位数は原則として 48 単位を超えないものとする。過度な授業出席時間を軽減するために登録できる単位数に上限を設け、その分、学生の自発的な学習時間を確保することを目的とする。学生が能力を超えた過剰な登録を行ったり、いわゆる「保険」として登録することを防ぎ、選択科目の履修登録者数の適正管理も期待される。なお、編入学生については、履修登録の単位の上限を設けないこととする。

ビューティ&ウェルネス学科では、教育目的に基づき、所定の単位を修得し、以下に定める能力を持つ者に対し、ビューティ&ウェルネス学士 (専門職) の学位を授与する。

1. ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。
2. 現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。
3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。
4. 個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術を身につけている。
5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な単位数	G P A 制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
ビューティ&ウェルネス学部	ビューティ&ウェルネス学科	132 単位	㊦・無	48 単位
G P A の活用状況 (任意記載事項)		公表方法:		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法:		

㊦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法: 公表方法: 本学ホームページで公表する。

<https://www.b-w.ac.jp/campus-life/facility/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
ビューティ&ウェルネス 学部	ビューティ&ウェルネス 学科	895,000 円	200,000 円	500,000 円	施設費 350,000 円 教育充実費 150,000 円

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） 学生が高度の専門性を有したセラピストを目指し、主体的で高い学習意欲を持ち、授業に積極的に取り組めるよう、履修指導している。具体的には、クラス担任（専任教員）が、学生の履修方法や学生生活に関する相談に応じ指導にあたっている。また、事務局の学務・キャリア支援課とも連携し、随時学習面・生活面等の相談・指導ができるようにしている。 なお、クラス担任は、学年ごとに学年主任1名を置き、1クラス（学生40人）あたり専任教員1名を充てている。クラスごとに学生が教員と交流し、的確な助言が得られるようにし、学生の学習ニーズに合った指導、学習到達度を確認しながら一人ひとりの学生の学習支援や指導をしている。また、事前学習を積極的に行えるようアドバイスし、提示された課題に対して、どこをどのように修正すればよくなるか適切に助言するなど、学習の仕方を具体的に指導している。 その他、個々の学生をしっかり観察し、学生が必要なときに教員に適切な指導が受けられるように、各教員はオフィスアワーを設けている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） 学内にキャリア支援センターを設置し、求人情報の公開だけでなく、キャリアアドバイザー又はキャリアコンサルタント資格を有する職員を配置し、個人面談、履歴書添削、模擬面接に加え、就職活動支援講座の開催など学生の就職活動に関する企画の発案・実施、及び就職先の確保を行っている。また、1・2年次に早くから社会的・職業的自立を意識させるため、クラス担任の教員と有機的・緊密に連携し、全学的な進路支援体制を構築している。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 医務室には、看護師を配置し、病気や外傷の応急処置のほかに、学生の健康を保持し増進させるための保健指導、病気や身体的な悩みなどの健康相談を行うとともに、流行疾患や学内で報告された感染性疾患の把握と注意文書掲示による学内の蔓延防止に努めている。 学生相談室には、精神科医及び認定心理士を配置し、将来の不安、ゼミ・部活動・サークル活動・アルバイト等での人間関係の悩みや、身体的な悩みなどの学生相談により、精神のサポートを行っている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：本学ホームページで公表する。 https://www.b-w.ac.jp/disclosure/

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F114310104909
学校名 (〇〇大学 等)	ビューティ&ウェルネス専門職大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 ミスパリ 学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		32人（ 0）人	33人（ 0）人	33人（ 0）人
内 訳	第Ⅰ区分	21人	22人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	一人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				33人（ 0）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	一人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	一人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	一人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。